

被扶養者資格の再確認にご協力をお願いします



協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

今年度も事業主様に「被扶養者状況リスト」をお送りしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

対象者 令和6年4月1日において18歳以上の被扶養者（協会管掌健康保険）

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がないため、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

送付時期 令和6年10月上旬から10月下旬にかけて順次送付予定

提出期限 **令和6年11月29日（金）**（予定）

⚠ 下記に該当する場合、**添付書類の提出が必要です** ⚠

- 被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに、被扶養者調書兼異動届と該当する被扶養者の保険証を添えて、同封の返信用封筒で返送してください。



ご協力ありがとうございました！

令和5年度の実績

扶養から外れた方の人数：約7.1万人
高齢者医療制度への負担軽減額：約10億円

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

「健康経営優良法人2025」に申請しませんか？

※ 健康経営[®]はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

「健康経営優良法人認定制度」とは、従業員の健康づくりに積極的に取り組む事業所であると認定する経済産業省の制度です。認定されることで、事業所のさらなるイメージアップ、生産性の向上等が期待できます。

「健康経営優良法人2024」にて、協会けんぽ群馬支部の加入事業所では、大規模法人部門に4社、中小規模法人部門に257社が認定されました！

「健康経営優良法人2025」の最新情報や認定要件等の詳細は、経済産業省のホームページをご覧ください。

経済産業省 健康経営優良法人

検索

申請前に
ご確認を!

— 申請書のよくある返戻事例 —

傷病手当金支給申請書のよくある返戻事例について紹介します

- ◆ 申請書3ページ目「事業主記入用」の勤務状況について「2ページ目の申請期間」のうち、「出勤した日付のみ「○」で囲むところを、「申請期間以外」や「有給休暇」を誤って「○」で囲んだり、使用しない「△」、「/」、「公」を記入している事例があります。
- ◆ また「年と月」の欄は必ず記入が必要ですが、「未記入」になっている事例があります。

(例) 2ページ目の申請期間が「令和6年3月2日～令和6年3月31日」で、「3月1日出勤」、「3月2日有給(日額8,000円)」であった場合

勤務状況 2ページ目の申請期間のうち出勤した日付を【○】で囲んでください。「年」「月」については出勤の有無に関わらずご記入ください。	
令和 06 年 03 月	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
令和 06 年 03 月	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
① 令和 06 年 03 月 02 日から 06 年 03 月 02 日 8000 円	

- 勤務状況では、申請期間のうち出勤が全くない場合「○」は不要ですが、「年と月」の欄は必ず記入が必要です。1段目に「令和【06】年【03】月」と記入します。また(例)の場合「2ページ目の申請期間」のうち、出勤した日が無い場合「○」は不要です。(3月1日は申請期間外となり、3月2日は有給である)
- 報酬状況では、3月2日は申請期間内の有給となるため、期間(自)と金額の記入が必要です。
- 出勤に係る収入は、記入不要です。
- 出勤簿、賃金台帳の添付は不要です。

ご提出前に申請書記入の手引きをご確認ください。



「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」が開設されました。

9月2日(月)より「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」が開設されました。「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をぜひご利用ください。

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

電話番号 **0570-015-369** (ナビダイヤル)
開設時間 **8時30分～17時15分** (土日祝日、年末年始を除く)

(※) マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)をお願いします。

(※) 協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは、22か国語でのお問い合わせに対応しています。

従業員の退職や、被扶養者の就職時には、保険証の速やかな回収と届出をお願いします。